



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（生活安全安心課） 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 2
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課） 2

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課） 2

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定 3

教育委員会事項

- 沖縄県文化財保護条例による有形文化財の指定・2件 3
- 沖縄県指定無形文化財の指定及び沖縄県指定無形文化財の保持者の認定 4

選挙管理委員会事項

- 多良間村長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決 4

告 示

沖縄県告示第403号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和7年10月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宮古島市	令和7年11月25日（火曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市役所下地庁舎
	令和7年11月26日（水曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市役所城辺庁舎
	令和7年11月27日（木曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市上野公民館
	令和7年11月28日（金曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市伊良部公民館

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宮古島市	令和7年12月1日（月曜日）から令和8年1月26日（月曜日）まで	特定計量器の取り付けてある土地又は建物その他工作物の所在の場所

沖縄県告示第404号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市
- 2 公共測量を実施する期間 令和 7 年10月 7 日から令和 8 年 3 月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（2 級基準点測量、3 級基準点測量及び4 級基準点測量）

沖縄県告示第405号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年10月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
喜仲(1)	うるま市喜仲四丁目、字高江洲及び字豊原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第406号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年10月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
喜仲(1)	うるま市喜仲四丁目、字高江洲及び字豊原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和 7 年10月24日から令和 8 年 2 月24日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

令和 7 年10月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ古島駅前 那覇市銘苅 1 丁目19番 1 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目 1 番地 1 代表取締役 織田寛明、大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 東京

都千代田区神田三崎町三丁目3番21号 代表取締役 伊藤光博

3 届出年月日 令和 7 年10月 6 日

4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 次の表のとおり

変更後 次の表のとおり

(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)

5 変更の年月日 令和 7 年 2 月21日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年10月24日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局 A 重油供給業務 1,060,000 リットル (予定)

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局経営課 那覇市旭町116番地37号

3 落札者を決定した日 令和 7 年 9 月25日

4 落札者の名称及び所在地 株式会社りゅうせき 代表取締役 根路銘剛宏 浦添市西洲二丁目2番地3

5 落札金額 101円86銭 (単価契約)

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 令和 7 年 8 月12日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第 6 号

沖縄県文化財保護条例 (昭和47年沖縄県条例第25号) 第 4 条第 1 項の規定により、沖縄県指定有形文化財を次のとおり指定する。

令和 7 年10月24日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

1 名称及び員数 室川貝塚出土品 (考古資料)

土器 75点

石器 15点

石製品 4 点

貝製品 7 点

骨製品 33点

2 所在の場所及び所有者

(1) 所在の場所 宜野湾市宜野湾二丁目6番1号 沖縄国際大学

(2) 所有者 学校法人沖縄国際大学

沖縄県教育委員会告示第7号

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第4条第1項の規定により、沖縄県指定有形文化財を次のとおり指定する。

令和 7 年10月24日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

1 名称及び員数 阿波連浦貝塚出土品（考古資料）

土器 17点

石器 95点

貝製品 127点

2 所在の場所及び所有者

(1) 所在の場所 宜野湾市宜野湾二丁目6番1号 沖縄国際大学

(2) 所有者 学校法人沖縄国際大学

沖縄県教育委員会告示第8号

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第20条第1項及び第2項の規定により、次のとおり沖縄県指定無形文化財を指定し、及び当該県指定無形文化財の保持者を認定する。

令和 7 年10月24日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

区分	県指定無形文化財		県指定無形文化財の保持者	
	名称	要件	氏名	住所
工芸技術の部	沖縄陶器	1 種類 施釉陶器と無釉陶器とする。 2 成形 (1) ロクロ成形は左回転のものを使用する。 (2) ヒモ成形は伝統的なウシチキー技法による。 (3) カタ成形は自作のカタを使用する。 (4) 手びねりはタックワサー等の伝統的な技法による。 3 加飾 (1) 施釉陶器は上絵付け、線彫、搔落等の手工芸による。 (2) 無釉陶器はタックワサー等の手工芸による。 4 施釉 (1) 施釉陶器に用いる釉薬の調整は手工芸を基本とする。 (2) 施釉陶器の施釉は生掛けを基本とする。 5 焼成 焼成は薪窯を基本とする。 6 陶土 沖縄県内で採取される土を主原料として用いる。	島袋常秀	読谷村字喜名2285番地9

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第46号

当委員会は、令和 7 年 6 月22日執行の多良間村長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、裁決したので、次のとおり要旨を告示する。

令和 7 年10月24日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

裁 決 書

沖縄県宮古郡多良間村字仲筋150番地

審査申立人 森山 実夫

那覇市樋川 1 丁目16番38号

審査申立人代理人 弁護士 池宮城 紀夫

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和 7 年 7 月28日をもって提起のあった同年 6 月22日執行の多良間村長選挙（以下「本件選挙」という。）に係る選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙に係る選挙の効力に関して、令和 7 年 7 月 2 日付けで多良間村選挙管理委員会（以下「村委員会」という。）に対し異議の申出をしたところ、村委員会は同月11日、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人は、原決定を不服として当委員会に対し、原決定を取り消すとともに、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて、審査の申立てを行ったものである。

その理由及び主張するところを要約すれば次のとおりである。

本件選挙において、多良間村（以下「村」という。）に生活の本拠がない少なくとも17名が選挙人名簿に登録されており、当選人と次点の候補者の得票差が 9 票であることから、本件選挙の結果に異動を及ぼす虞があると明らかに認められるので、本件選挙は無効である。

村に生活の本拠がない10名について選挙人名簿から抹消するよう申立人が求めた異議の申出に対し、村委員会は明らかに実態と異なるずさんな実態調査により却下し、他方、当選人関係者が求めた村内に生活の本拠がある選挙人を選挙人名簿から抹消する異議申出を受理し、当該選挙人を選挙人名簿から抹消したことは、著しく公正を欠く選挙管理執行であり、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）違反である。

村委員会は、原決定の理由において、個々の登録の違法を訴えるものであるから、その違法性についての検討は、公選法第24条、第25条所定の手続において行われるべきものであるとしているが、申立人は選挙人名簿に登録すべきでない者17名を登録した違法手続が選挙の結果に異動を及ぼす虞があるため公選法第205条によって選挙無効を主張しているのであって、公選法第24条、第25条所定の手続違反のみを理由に選挙無効を主張しているのではない。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件を審査したところ、適法なものと認め、これを受理し、村委員会に弁明書の提出を求め、申立人にはこれに対する反論書を提出させるとともに口頭意見陳述の機会を与え、村委員会に対し関係する物件の提出を求めるなど、慎重に審理した。

1 村委員会の弁明の趣旨

申立人が村に生活の本拠がないと主張する17名のうち13名は実態調査済みであり、残りの 4 名は生活の実態が確認されている。

令和 7 年 6 月12日付けで異議の申出があった10名のうち 7 名は、異議の申出前に調査済みであり、残り 3 名は聞き取り調査を行い、公選法第 9 条により登録されるべき者と認めた。

また、選挙人名簿から抹消した者については、家族からの聞き取りにより調査し、村委員会で協議をしたところ、住所要件を満たしているとはいえず、登録されるべきではないとの結果に至った。

選挙人名簿の調製は、公選法第 9 条、第21条及び第22条の規定に従い適正に行われており、選挙結果に異動を及ぼす虞があるとはいえない。また、「登録の瑕疵があることをもって選挙の効力を争うことは許されないものといわなければならない」（昭和53年 7 月10日最高裁判決）と判示されている。

2 本件選挙に係る選挙の効力について

- (1) およそ選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（昭和61年2月18日最高裁判決）するとされている。

また、選挙人名簿の登録の瑕疵があることをもって選挙の効力を争うことについては、「市町村の選挙管理委員会が公選法二二条二項に基づき選挙を行う場合に選挙人名簿の登録は、当該選挙だけを目的とするものではなく、当該選挙が行われる機会に選挙人名簿を補充する趣旨でされるものであるから、その手續は、当該選挙の管理執行の手續とは別個のものに属し、したがって、右登録手續における市町村選挙管理委員会の行為が公選法に違反するとしても、直ちに同法二〇五条一項所定の選挙無効の原因である「選挙の規定に違反する」ものとはいえない。もつとも、選挙人名簿の調製に関する手續につきその全体に通ずる重大な瑕疵があり選挙人名簿自体が無効な場合において選挙の管理執行にあたる機関が右無効な選挙人名簿によつて選挙を行つたときには、右選挙は選挙の管理執行につき遵守すべき規定に違反するものとして無効とされることもありうるが、少なくとも選挙人名簿の個々の登録内容の誤り、すなわち選挙人名簿の脱漏、誤載に帰する瑕疵は、公選法二四条、二五条所定の手續によつてのみ争われるべきものであり、たといそれが多数にのぼる場合であつてもそれだけでは個々の登録の違法をきたすことがあるにとどまり選挙人名簿自体を無効とするものではないから、右のような登録の瑕疵があることをもって選挙の効力を争うことは許されないものといわなければならない」（昭和53年7月10日最高裁判決）とされている。

当委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否か等について、次のとおり判断する。

- (2) 当委員会において、村委員会から提出された物件等を確認したところ、村委員会における選挙人名簿の登録等の状況は、おおむね次のとおりであった。

ア 村委員会は、令和7年6月2日（同月1日が地方公共団体の休日に当たるため翌開庁日）に、公選法第22条第1項の規定による選挙人名簿の定時登録（以下「本件定時登録」という。）を行つた。

イ 本件定時登録に対し、申立人は、令和7年6月12日に10名（申立人が村に生活の本拠がないと主張する17名の内数）について選挙人名簿から抹消するよう求める異議の申出を行い、申立人以外の選挙人は、同月13日に1名について選挙人名簿から抹消するよう求める異議の申出を行つた（以下「本件選挙人名簿の登録に関する異議の申出」と総称する。）。また、本件選挙人名簿の登録に関する異議の申出のほかに、本件定時登録に対し、令和7年6月2日及び3日付けで選挙人名簿への登録を求める異議の申出が4件あった。

ウ 本件選挙人名簿の登録に関する異議の申出の対象とされた関係人は、いずれも本件定時登録の際に新たに登録された者ではなく、既に選挙人名簿に登録されている者であった。

エ 村委員会は、上記イに関して、本件選挙人名簿の登録に関する異議の申出については、直近の実態調査を再検討した結果又は新たに実態調査を実施した結果を基に、申立人からの異議の申出を却下し、申立人以外の選挙人からの異議の申出を認容して当該申出の対象とされた関係人1名を選挙人名簿から抹消した。また、その他4件の異議の申出については、3件について認容して関係人3名を選挙人名簿に登録し、1件について却下した。

オ 村委員会は、令和7年6月3日に、基準日を同月16日として本件選挙における公選法第22条第3項の規定による選挙人名簿の選挙時登録（以下「本件選挙時登録」という。）を行つた。なお、本件選挙時登録に係る異議の申出はなかった。

- (3) 申立人は、本件選挙人名簿の登録に関する異議の申出のうち、当選人関係者から異議の申出があった1名についてのみ当該申出を認容し、申立人からの異議の申出を却下しており、実態と異なるずさんな実態調査により公正を欠く管理執行が行われている旨主張する。

ア この点、選挙人名簿の登録の際の被登録資格の調査については、昭和60年1月22日最高裁判決において、「その実質が調査というに値せず、調査としての外形を整えるにすぎないものであるときは、…被登録資格についての調査義務を一般的に怠つたものとして、…選挙人名簿の調製に関する手續につきその全体に通ずる重大な瑕疵があるものというべきであるから、当該選挙時登録全部が無効となり、またこのように選挙時登録全部が無効な場合において選挙の管理執行にあたる機関が右無効な選

挙時登録によつて選挙を行つたときは、右選挙は公選法二〇五条一項所定の「選挙の規定に違反する」と解するのが相当である」と判示されているところ、本件選挙人名簿の登録に関する異議の申出は、前記(2)ウのとおり、既に選挙人名簿に登録されている者に関するものであり、また、前記(2)エのとおり、村委員会は、異議の申出があった場合は、直近又は新たに実施した実態調査の結果を基に、個別に当該異議の申出の関係人が被登録資格を有するかにつき判断しており、同判決の「その実質が調査というに値せず、調査としての外形を整えるにすぎないものであるとき」に当たるとは直ちに認められない。

仮に、村委員会が、本件選挙人名簿の登録に関する異議の申出について、当選人関係者からの異議の申出に関する調査と、申立人からの異議の申出に関する調査とで、異なった基準を用いた判断をするなど、その権限を濫用して調査を行ったような場合には、「選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害され」た場合に当たると考え得るが、本件においては、そのような事情は見当たらない。

イ 以上を踏まえると、前掲昭和53年 7 月10日最高裁判決のとおり、選挙人名簿の個々の登録内容の誤りに帰する瑕疵は、個々の登録の違法をきたすことがあるにとどまり選挙人名簿自体を無効とするものではないから、登録の瑕疵があることをもって選挙の効力を争うことはできない。

ウ なお、公選法第24条の異議の申出の対象となるのは、当該登録時に新たに行われた登録であり、既登録者の登録に関する不服については同条の異議の申出の対象とならないと解されている（平成16年11月24日横浜地裁判決（平成17年 4 月14日最高裁上告棄却決定）参照）が、選挙人は、選挙人名簿に誤載があると認めるときは、公選法第29条第 2 項の規定により、市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿の修正に関し、調査の請求をすることができることとされており、前掲平成16年11月24日横浜地裁判決においても、「現行の公職選挙法においても、選挙管理委員会に選挙人名簿の記載の修正及び訂正義務並びに被登録資格を有しない者の抹消義務を課しているとともに、選挙人名簿の抄本閲覧制度や市町村選挙管理委員会への名簿修正に関する調査請求制度を設けており、選挙人が既登録者の選挙人名簿への誤載について是正を求める方法も用意されていることに照らせば、選挙人名簿の登録に関する訴訟について、選挙人名簿への追加登録に関する不服のみを審判の対象とし、既登録者の登録に関する不服（選挙人名簿への誤載）についての争訟を用意していないからといって、それが不合理であるということができないことは明らかである。」と判示されているところである。したがって、申立人の主張する既登録者の登録に関する不服について、公選法第24条の異議の申出の対象とならないと解されているとしても、当委員会の上記判断を左右するものではない。

また、申立人は、村に生活の本拠がない少なくとも17名が選挙人名簿に登録されており、当選人と次点の候補者の得票差が 9 票であることから、本件選挙の結果に異動を及ぼす虞がある旨主張するが、本件選挙の得票数の差が 9 票であったからといって、この結論に影響を及ぼすものではない（得票数差が 2 票の場合の選挙人名簿の個々の瑕疵について判示した昭和62年 3 月25日仙台高裁判決参照）。

(4) 次に、本件選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び本件選挙時登録に係る手続について、選挙人名簿の調製に関する手続につきその全体に通ずる重大な瑕疵があるかについて検討する。

ア 本件選挙人名簿の登録に関する異議の申出は、前記(2)ア及びイのとおり、いずれも令和 7 年 6 月 2 日に行われた選挙人名簿の定時登録に関するものであるところ、本件選挙人名簿の登録に関する異議の申出の日は同月12日又は13日であり、異議の申出の期間が、公選法第24条第 1 項第 1 号のとおり、当該登録が行われた日の翌日から 5 日間（本件定時登録については同月 7 日までの間）であることからすると、本件選挙人名簿の登録に関する異議の申出は、異議の申出期間を徒過した申出であったといわざるを得ない。

また、前記(2)ウのとおり、本件選挙人名簿の登録に関する異議の申出の対象とされた関係人は、いずれも本件定時登録の際に新たに登録された者ではなく、既に選挙人名簿に登録されている者であるところ、前記(3)ウのとおり、公選法第24条の異議の申出の対象となるのは、当該登録時に新たに行われた登録であり、既登録者の登録に関する不服については同条の異議の申出の対象とならないと解されていることを踏まえると、本件選挙人名簿の登録に関する異議の申出は、不適法なものであったといわざるを得ない。

しかしながら、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について、公選法第28条の規定により、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった者が住所を有しなく

なった日後4か月を経過するに至った場合や、登録の際に登録されるべきでなかったことを知った場合等には、その者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならないこととされており、本件選挙人名簿の登録に関する異議の申出を端緒として調査を実施し、当該調査に基づき公選法第28条の規定により登録の抹消をすることは可能であると解されることから、本件選挙人名簿の登録に関する異議の申出の一部を却下し、一部を認容して選挙人名簿から抹消した村委員会の決定は、その結論において、前掲昭和53年7月10日最高裁判決の「選挙人名簿の調製に関する手続につきその全体に通ずる重大な瑕疵があり選挙人名簿自体が無効な場合」に当たるとまではいえない。

イ また、本件選挙時登録については、前記(2)オのとおり、基準日が令和7年6月16日であるのに対し、登録日は同月3日であった。

この点、公選法第22条第3項の規定により、選挙時登録は、選挙時登録の基準日現在により、被登録資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に登録することとされており、選挙時登録の登録日が基準日よりも前の日となることは制度上想定されていないものといわざるを得ないが、選挙時登録の登録日において、選挙時登録の基準日現在において被登録資格を有する者を登録している限りにおいては、前掲昭和53年7月10日最高裁判決の「選挙人名簿の調製に関する手続につきその全体に通ずる重大な瑕疵があり選挙人名簿自体が無効な場合」とまではいえない。

- (5) 以上を踏まえると、前掲昭和53年7月10日最高裁判決のとおり、申立人の主張する選挙人名簿の個々の登録内容の誤りに帰する瑕疵は選挙の無効原因に該当せず、その他、同判決にいう「選挙人名簿の調製に関する手続につきその全体に通ずる重大な瑕疵があり選挙人名簿自体が無効な場合」に当たる特段の事情も認められない。

以上のとおり、本件選挙に係る選挙の効力に関する申立人の主張には理由がないことから、これを認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和7年10月9日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1